

# 千葉県ねたきり老人歯科診療送迎事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、ねたきり老人が市休日救急診療所歯科部門において歯科診療を受ける際、リフト付タクシーを利用して通院した場合において、運賃又は身体障害者等割引運賃の一部を助成することにより、その者の家族の負担を軽減し、もってねたきり老人の歯の健康及びその福祉の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)ねたきり老人 居宅においておおむね継続して6月以上常に臥床し食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する60歳以上の者をいう。
- (2)リフト付タクシー リフト付タクシー協力機関が、市の助成額を運賃又は身体障害者等割引運賃から減額して、ねたきり老人の利用に供するリフト又はストレッチャーを装備したタクシーをいう。
- (3)リフト付タクシー協力機関 千葉県福祉タクシー実施要綱により福祉タクシー協力機関として市長が指定した者のうち、リフト付タクシーを所有する者をいう。

## (対象者)

第3条 リフト付タクシーを利用することができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有するねたきり老人であつて、市休日診療所歯科部門における歯科診療の申し込みをし、千葉県保健医療事業団の歯科衛生士等の訪問調査等により、市休日診療所歯科部門における歯科診療が可能である旨の判定を受けた者とする。

## (リフト付タクシー協力機関責務)

第4条 リフト付タクシー協力機関は、ねたきり老人からリフト付タクシーの利用の申し込みがあったときは、速やかにその利用に供さなければならない。

## (利用の承認)

第5条 リフト付タクシーを利用しようとする者は、千葉県リフト付タクシー利用申請書(様式第1号)を提出して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、審査のうえ対象者であると認めるときは、千葉県リフト付タクシー利用券(様式第2号。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

3 前項の規定による利用券の交付枚数は、対象者1人1回につき2枚までとする。

## (助成額)

第6条 リフト付タクシーに係る市の助成額は、乗車1回につき、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1)身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているねたきり老人で、乗車の際に身体障害者又は療育手帳による割引を受けた者 割引後の運賃(以下「身体障害者等割引運賃」という。)の半額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)。ただし、5,500円を限度とする。

(2)前号に掲げる者以外の者 運賃の半額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)。ただし、5,500円を限度とする。

(助成の方法)

第7条 助成は、助成する額を対象者が利用したリフト付タクシー協力機関に支払うことによって行うものとする。

(利用の方法)

第8条 対象者は、リフトつきタクシーを利用しようとするときは、リフト付タクシー協力機関の事務所等へ電話等により連絡のうえ利用するものとする。

2 対象者は、乗車の際にリフトつきタクシーの利用者であることを示し、降車の際には乗務員に利用券を1枚提出し、運賃又は身体障害者等割引運賃から第6条に規定する助成額を差し引いた額を乗務員に支払うものとする。

(助成金の請求)

第9条 リフト付タクシー協力機関は、対象者から受け取った利用券に必要な事項を記載し、毎月取りまとめのうえ、翌月の10日までに市に対して助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成額を決定し、助成金をリフト付タクシー協力機関に支払うものとする。

(リフト付タクシー協力機関への協力金)

第10条 市長は、リフト付タクシー協力機関に対し、対象者のリフト付タクシー利用1回につき500円の協力金を交付するものとする。

2 前項の協力金の交付は、前条の助成金の交付とあわせて行うものとする。

(利用券の返還)

第11条 対象者が次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに交付を受けた利用券を市長に返還しなければならない。

(1)本市に住所を有しなくなったとき。

(2)対象者でなくなったとき。

(不正使用の禁止)

第12条 対象者及びリフト付タクシー協力機関は、利用券を有効期限後に使用し、他に譲渡する等、不正に使用してはならない。

(助成金及び協力金の返還)

第13条 市長は、不正の行為によりこの要綱に基づく助成金又は協力金の交付を受けた者があるときは、その者が受けた助成金又は協力金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。